

1 条例指定の申出、条例指定の有効期間の更新申出に必要な書類

掲載ページ		3	4	5	6	—	—	7	8 9	10	12	14	15	17	19	21
申出の種類		条例指定を受けるための申出書【様式第1号】	条例指定の有効期間の更新の申出書【様式第2号】	条例指定申出時の添付書類一覧表(兼チェック表)	条例指定の有効期間の更新の申出時の添付書類一覧表(兼チェック表)	定款	登記事項証明書	条例指定基準チェック表(第1表)	条例指定基準チェック表(第2表)	条例指定基準チェック表(第3表相対値基準)	受け入れた寄附金の明細表 第3表付表1(相対値基準)	受け入れた寄附金の明細表 第3表付表1(次葉)	社員から受け入れた会費の明細表 第3表付表2(相対値基準用)	条例指定基準チェック表(第3表絶対値基準用)	条例指定基準チェック表(第4表)	条例指定基準チェック表(第5表)
	寄附金要件															
条例指定	相対値基準	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	絶対値基準	○	○			○	○	○	○					○	○	○
条例指定の有効期間の更新	相対値基準		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	絶対値基準		○		○	○	○	○	○					○	○	○
記載要領掲載ページ								7	8 9	11	13		16	18	20	22

掲載ページ	23 24	25	27	28 29	31	32 33	34	36	—	38	40	—	41	—	
申出の種類	寄附金要件	条例指定基準チェック表(第6表(初葉)(次葉))	役員(第6表付表1)	帳簿組織(第6表付表2)	条例指定基準チェック表(第7表(初葉)(次葉))	役員等に対する報酬等の状況(第7表付表1)	役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第7表付表2)(初葉)(次葉)	条例指定基準チェック表(第8表)	条例指定基準チェック表(第9、10、11表)	所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書	欠格事由チェック表	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	実績判定期間内の日を含む各事業年度の事業報告書等	実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿	役員名簿
		相対値基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
条例指定		絶対値基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		相対値基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
条例指定の有効期間の更新		絶対値基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		記載要領掲載ページ	24	26	27	30		35	37		39				

条例指定を受けるための申出書

様式第1号（第3条関係）

<p style="margin: 0;">特定非営利活動法人条例指定申出書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">大阪府知事 様</p> <p style="margin: 0;">申出者</p> <p style="margin: 0;">名 称</p> <p style="margin: 0;">主たる事務所の所在地</p> <p style="margin: 0;">ふ り が な</p> <p style="margin: 0;">代 表 者 の 氏 名</p> <p style="margin: 0;">代 表 者 の 生 年 月 日 年 月 日生</p> <p style="margin: 0;">代 表 者 の 住 所</p> <p style="margin: 0;">主たる事務所の電話番号</p> <p style="margin: 20px 0 0 0;">大阪府地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。</p>	
府内に有する事務所の所在地	
上記の事務所を設けた年月日	
設立年月日	
事業年度	
府内において現に行っている事業の概要	
府内における特定非営利活動を行う地域	
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 定款 2 登記事項証明書 3 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類 4 条例第6条各号に該当しない旨を説明する書類 5 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 6 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿 7 実績判定期間内の日を含む各事業年度の事業報告書等 8 府内に事務所を有することを証する書類 9 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
備考	

条例指定の有効期間の更新の申出書

様式第 2 号（第 27 条関係）

条例指定特定非営利活動法人条例指定更新申出書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 大 阪 府 知 事 様 申出者 名 称 主たる事務所の所在地 ふ り が な 代 表 者 の 氏 名 代 表 者 の 生 年 月 日 年 月 日生 代 表 者 の 住 所 主たる事務所の電話番号	
大阪府地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり申し出ます。	
寄附金が控除対象となる期間	
更新申出期間	
府内に有する事務所の所在地	
上記の事務所を設けた年月日	
設立年月日	
事業年度	
府内において現に行っている事業の概要	
府内における特定非営利活動を行う地域	
添付書類	1 定款 2 登記事項証明書 3 条例第 4 条第 1 項各号（第 6 号ロ、第 9 号、第 11 号及び第 12 号に係る部分を除く。）に掲げる基準に適合する旨を説明する書類 4 条例第 6 条各号に該当しない旨を説明する書類 5 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 6 実績判定期間内の日を含む各事業年度の事業報告書等 7 府内に事務所を有することを証する書類 8 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
備考	

条例指定申出時の添付書類一覧表（兼チェック表）

申 出 書 ・ 添 付 書 類		チェック	
特定非営利活動法人条例指定申出書			
本表（条例指定申出時の添付書類一覧表（兼チェック表））			
1 定款			
2 登記事項証明書			
3 条例指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類			
1号基準	条例指定基準チェック表（第1表）		
2号基準	条例指定基準チェック表（第2表）		
3号基準	イ又はロのいずれか1つの基準を選択してください。		
	イ 相対値基準		
		条例指定基準チェック表（第3表 相対値基準）	
		受け入れた寄附金の明細表（第3表付表1 相対値基準）	
		社員から受け入れた会費の明細表（第3表付表2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準		
	条例指定基準等チェック表（第3表 絶対値基準用）		
4号基準	条例指定基準チェック表（第4表）		
5号基準	条例指定基準チェック表（第5表）		
6号基準	条例指定基準チェック表（第6表）		
	役員の状況（第6表付表1）		
	帳簿組織の状況（第6表付表2）		
7号基準	条例指定基準チェック表（第7表）		
	役員等に対する報酬等の状況（第7表付表1）		
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第7表付表2）		
8号基準	条例指定基準チェック表（第8表）		
9～11号基準	条例指定基準チェック表（第9、10、11表）		
欠格事由	所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書		
	欠格事由チェック表		
4 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			
5 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿			
6 実績判定期間内の日を含む各事業年度の事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿）			
7 役員名簿			

（注意事項）

「3 条例指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類」及び「4 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類」に掲げる書類については各2部を添付してください。

条例指定の有効期間の更新の申出時の添付書類一覧表（兼チェック表）

申 出 書 ・ 添 付 書 類		チェック
条例指定特定非営利活動法人条例指定更新申出書		
本表（条例指定の有効期間の更新の申出時の添付書類一覧表（兼チェック表））		
1 定款		
2 登記事項証明書		
3 条例指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
1号基準	条例指定基準チェック表（第1表）	
2号基準	条例指定基準チェック表（第2表）	
3号基準	イ又はロのいずれか1つの基準を選択してください。	
	イ 相対値基準	
	条例指定基準チェック表（第3表 相対値基準）	
	受け入れた寄附金の明細表（第3表付表1 相対値基準）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第3表付表2 相対値基準用）	
ロ 絶対値基準		
条例指定基準チェック表（第3表 絶対値基準用）		
4号基準	条例指基準チェック表（第4表）	
5号基準	条例指定基準チェック表（第5表）	
6号基準	条例指定基準チェック表（第6表）	
	役員 の 状 況（第6表付表1）	
	帳簿組織の状況（第6表付表2）	
7号基準	条例指定基準チェック表（第7表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第7表付表1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第7表付表2）	
8号基準	条例指定基準チェック表（第8表）	
9～11号基準	条例指定基準チェック表（第9、10、11表）	
欠格事由	所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書	
	欠格事由チェック表	
4 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
5 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿 ^{(注)2}		
6 実績判定期間内の日を含む各事業年度の事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿）		
7 役員名簿		

（注意事項）

- 「条例指定基準チェック表（第6表）ロ」欄及び「条例指定基準チェック表（第9表）及び（第11表）」欄の記載は必要ありません。
- 更新の申出時点においては、寄附者名簿の添付は必要ありません。
- 「3 条例指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類」及び「4 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類」に掲げる書類については各2部を添付してください。

条例指定基準チェック表 (第1表)

法人名		チェック欄
1 府内に事務所を有すること。		
法人の主たる事務所の所在地		
上記以外の事務所の所在地		

(注意事項)

- ・チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、指定基準を満たしていることを確認した場合「○」を記載してください(第2表以下についても同様です。)

「条例指定基準チェック表」(第1表) 記載要領

項目	記載要領	注意事項
「法人の主たる事務所の所在地」欄	主たる事務所の所在地を記載します。	
「上記以外の事務所の所在地」欄	法人の主たる事務所以外の事務所がある場合、その事務所の所在地を記載します。	

条例指定基準チェック表 (第2表－電子情報処理組織を利用する方法)

法人名		チェック欄
2 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、不特定かつ多数のものが当該特定非営利活動法人の特定非営利活動に係る情報の提供を受けることができる状態に置いていること。		

利用している手法		
ホームページ等の場合URL		
上記手法の利用開始年月日	年 月 日	
閲覧の状況	閲覧できる対象者の制限の有無	有・無
掲載内容	法人名称	有・無
	主たる事務所及びその他の事務所の所在地	有・無
	連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス等)	有・無
	代表者氏名	有・無
	法人の目的	有・無
	事業の実施状況	有・無
	事業の実施予定	有・無
	事業の成果	有・無
	法人に対する支援の募集に関する事項	有・無
更新の頻度		

「条例指定基準チェック表」(第2表－電子情報処理組織を利用する方法) 記載要領

項目	記載要領	注意事項
「利用している手法」欄	情報発信のために利用している手法(ホームページ等)を記載します。	複数ある場合は、番号を付して箇条書きにしてください。
「上記手法の利用開始年月日」欄	ホームページ等を開設又は利用を開始した「年月日」を記載します。	正確な年月日が不明な場合、おおよその年月日を記載します。
「閲覧の状況」欄	会員限定など制限がある場合は「有」に、制限がない場合は「無」に、○印をつけます。	
「掲載内容」欄	掲載している場合は「有」に、掲載していない場合は「無」に、○印をつけます。	特定非営利活動に係る事業について記載します。
「更新の頻度」欄	「毎月1回」等、掲載内容を更新する頻度を記載します。	

条例指定基準チェック表 (第2表—印刷物を利用する方法)

法人名		チェック欄
2 会報その他これに類する印刷物を継続的に発行し、及びこれを会員以外の府民等に配布し、又は閲覧させていること。		

発行している印刷物の名称		
上記印刷物の発行開始年月日		
発行先等	法人の事務所以外に、会員以外の府民等が入手可能な場所で配布、配架等をしている	はい・いいえ
掲載内容	法人名称	有・無
	主たる事務所及びその他の事務所の所在地	有・無
	連絡先(電話番号、FAX番号、メールアドレス等)	有・無
	代表者氏名	有・無
	法人の目的	有・無
	事業の実施状況	有・無
	事業の実施予定	有・無
	事業の成果	有・無
	法人に対する支援の募集に関する事項	有・無
発行頻度(発行回数)		

「条例指定基準チェック表」(第2表—印刷物を利用する方法) 記載要領

項目	記載要領	注意事項
「発行している印刷物の名称」欄	情報発信のために発行している印刷物の名称を記載します。	
「上記印刷物の発行開始年月日」欄	印刷物の発行を開始した年月日を記載します。	正確な年月日が不明な場合、おおよその年月日を記載します。
「発行先等」欄	法人の事務所以外に、会員以外の府民等が入手可能な場所で配布、配架等をしている場合は「はい」に、していない場合は「いいえ」に○印をつけます。	
「掲載内容」欄	掲載している場合は「有」に、掲載していない場合は「無」に、○印をつけます。	特定非営利活動に係る事業について記載します。
「発行頻度(発行回数)」欄	「毎月1回」、「季刊」等、発行頻度及びこれまでの発行回数を記載します。	実績判定期間内の発行回数を記入してください。

条例指定基準チェック表 (第3表 相対値基準)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日	
3 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間(注意事項参照)において5分の1以上であること。			チェック欄	
実績判定期間				
経常収入金額 (㉞の金額)		①	円	
総収入金額		㉞	円	
控 除 金 額	国の補助金等の金額 (㉟欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㉟	円	
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊱	円	
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊲	円	
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊳	円	
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準)①欄の「()」)	㊴	円	
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準)④欄)	㊵	円	
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準)⑤欄)	㊶	円	
差引金額 (㉞-㉟-㊱-㊲-㊳-㊴-㊵-㊶)	㊷	円	⇒①	
寄附金等収入金額 (㊸の金額)		②	円	
受入寄附金総額(付表1(相対値基準)①欄)		㊸	円	
控 除 金 額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準)①欄)	㊹	円	
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準)④欄)	㊺	円	
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準)⑤欄)	㊻	円	
差引金額 (㊸-㊹-㊺-㊻)		㊼	円	
会費収入(㊼欄と付表2(相対値基準用)④欄のうちいずれか少ない金額)		㊽	円	
国の補助金等の金額(㊾欄の金額を限度とする。)		㊿	円	
合計金額 (㊼+㊽+㊿)		㊿	円	⇒②
基準となる割合 (②÷①)		③	%	

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(条例指定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が29年6月に申出書を提出する場合、実績判定期間は24年4月1日から29年3月31日(条例指定を受けたことのない法人の場合は27年4月1日から29年3月31日)となります。

「条例指定基準チェック表」(第3表 相対値基準) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「総収入金額⑦」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額⑧」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額⑧」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額⑨」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額⑩」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額⑪」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額⑫」～「寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額⑬」及び「受入寄附金総額⑭」～「寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額⑮」の各欄	「第3表付表1（相対値基準）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入⑯」欄	「差引金額⑰」欄と「第3表付表2（相対値基準用）⑱」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額⑲」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額⑰」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

受け入れた寄附金の明細表 第3表付表1 (相対値基準)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	Ⓐ	円
基準限度額 (受入寄附金総額の10%相当額 (Ⓐ×10%))	Ⓑ	円
基準限度額 (受入寄附金総額の50%相当額 (Ⓐ×50%))	Ⓒ	円

2 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金

Ⓐのうち寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金の額	Ⓓ	円
---	---	---

3 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附金

役員 <small>の氏名</small>	役職	① 寄附金額	② ①欄と⑧ (特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については⑨) 欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額 (①-②)
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額		() 円	() 円	() 円
⑧欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	() 円	() 円	() 円
	⑧欄以外の者	() 円	() 円	() 円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額		() 円	/	/
合 計 (⑧+⑨+⑩+⑪)		() 円	/	() 円

(注意事項)

①～③の各欄の「()」には、遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。) により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第3表付表1（相対値基準） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額 ④」欄	<p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限ります。）の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります（④＝⑤＋⑥）。</p>	<p>受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>
「役員の氏名」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑦」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者（役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限ります。）について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第3表付表1（次葉）」を利用してください。</p>	<p>左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑧」欄	<p>特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑧欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑧欄以外の者⑨」欄	<p>上記⑧欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑨欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額⑩」欄	<p>同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額を記載します。</p>	

受け入れた寄附金の明細表

第3表付表1（次葉）

法人名		実績判定期間	年 月 日～	年 月 日
-----	--	--------	--------	-------

○ 役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③欄のいずれか 少ない金額	③ ①のうち基準限度超過 額（①-②）
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
合計（又は小計）		() 円	() 円	() 円

（注意事項）

役員からの寄附金の合計額（20万円以上）の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要があります（第3表付表1（相対値基準用）記載要領「役員の氏名欄」参照）。

社員から受け入れた会費の明細表

第3表付表2（相対値基準用）

法人名		実績判定期間	年 月 日～	年 月 日
-----	--	--------	--------	-------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

	基 準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている		はい・いいえ
ロ	社員（役員等を除く。）の数が20人以上である		はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額を受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額を受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	①	
共益的活動の割合（第5表③欄）	②	
①から控除する金額（①×②）	③	
差引金額（①－③）	④	



第3表（相対値基準）㊦欄へ

「社員から受け入れた会費の明細表」第3表付表2（相対値基準用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準口」欄		<p>「役員等」とは、役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>なお、上記の特殊の関係とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等」欄	<p>① イ欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に社員の会費の額については、一律〇円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載します。</p> <p>② ロ欄には、例えば、「社員名簿に〇名登載」のように記載します。</p>	
「社員の会費の額の合計額①」欄	活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額を記載します。	活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、当該欄に未収会費額は算入できませんので、未収計上した会費の額は会費収入から控除する必要があります。

条例指定基準チェック表 (第3表 絶対値基準用)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日			
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること					チェック欄	
【留意事項】 1 寄附者の氏名及びその住所（法人にあっては、その名称及び所在地）が明らかな寄附者のみを数えてください。 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。 3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。						
実績判定期間内の各事業年度	自	① 年 月 日	② 年 月 日	③ 年 月 日	④ 年 月 日	⑤ 年 月 日
	至	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 3,000 円以上の寄附者の数が 50 人以上である		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
【チェック欄】 <input type="checkbox"/> 寄附者の氏名及びその住所（法人にあっては、その名称及び所在地）が明らかな寄附者のみを数えていますか。 <input type="checkbox"/> 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。 <input type="checkbox"/> 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。						
○ 実績判定期間内において、寄附金額が年 3,000 円以上の寄附者の数が年 50 人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均 50 人以上かどうかを判定してください。						
年 3,000 円以上の寄附者の数	①	②	③	④	⑤	合計
	人	人	人	人	人	A 人
実績判定期間の月数 （注）一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B 月
実績判定期間の年 3,000 円以上の寄附者数		A	人	× 12	= 人 ≥ 50 人	
実績判定期間の月数		B	月			

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（条例指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が29年6月に申出書を提出する場合、実績判定期間は24年4月1日から29年3月31日（条例指定を受けたことのない法人の場合は27年4月1日から29年3月31日）となります。
- なお、条例指定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

「条例指定基準チェック表」(第3表 絶対値基準用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載します。</p> <p>また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の寄附者の数が 50 人以上である場合は下欄の「はい」、50 人未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、寄附金額の合計額が年 3,000 円以上の寄附者の数が 50 人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✓を記入してください)。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年 3,000 円以上の寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p>	<p>寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>イ 寄附者の氏名及びその住所(法人にあっては、その名称及び所在地)が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。</p> <p>ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。</p>
「年 3,000 円以上の寄附者の数」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が 3,000 円以上の寄附者の数を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>	
「実績判定期間の月数」欄	<p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。</p>

条例指定基準チェック表（第4表）

法人名			チェック欄
4 法人その他の団体と連携し、及び協働して、地域の課題の解決に資する特定非営利活動に係る事業を府内で現に行っており、かつ、その事業の継続が見込まれること			
活動地域			
地域課題			
連携・協働の相手	名 称		
	共通の目的を持っている	はい ・ いいえ	
	対 等 の 関 係 で あ る	はい ・ いいえ	
	互いの特性を発揮している	はい ・ いいえ	
実施している事業	事業内容		
	期 間		
	活 動 内 容		
	事業趣旨・目的		
	事 業 方 法 (役 割 分 担)		
	活 動 規 模 (人 数 ・ 金 額 等)		
	地域課題の解決に資する事業である		はい・いいえ
事業の効果			
今後の事業計画等			

「条例指定基準チェック表」(第4表) 記載要領

項目	記載要領	注意事項
「活動地域」欄	特定非営利活動に係る事業を行っている地域(「〇〇市」や「大阪府全域」等)を記載します。	
「地域課題」欄	「地域課題」と考えることを記載します。	
「連携・協働の相手」欄	<p>連携・協働して事業を行っている法人その他の団体の名称を記載します。</p> <p>また、当該事業の実施に当たって、該当する場合は「はい」に、該当しない場合は「いいえ」に○印をつけます。</p>	法人その他の団体には、「ボランティアとして事業に参加している個人」は含みません。
「実施している事業」欄	<p>地域課題の解決のために実施している事業について記載します。</p> <p>また、当該事業の実施について、該当する場合は「はい」に、該当しない場合は「いいえ」に○印をつけます。</p>	
「事業の効果」欄	事業実施により得られることが期待される効果について記載します。	
「今後の事業計画等」欄	現在実施している事業について、今後の取組計画等について記載します。	

条例指定基準チェック表（第5表）

法人名		チェック欄																									
<p>5 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>																											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">実績判定期間</div>																											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">すべての事業活動に係る金額等</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">① (指標)</div>																									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">①のうちイ～ニの活動に係る金額等</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">②</div>																									
イ	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">イ</td> <td style="padding: 5px;">会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">②</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロ</td> <td style="padding: 5px;">便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">③</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ハ</td> <td style="padding: 5px;">特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">④</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ニ</td> <td style="padding: 5px;">特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">⑤</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="padding: 5px;">(①+②+③+④+⑤)</td> <td style="text-align: center;">⑥</td> <td></td> </tr> </table>	イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①			会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②		ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③		ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④		ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤		合 計	(①+②+③+④+⑤)	⑥		①	
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①																									
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②																									
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③																									
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④																									
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤																									
合 計	(①+②+③+④+⑤)	⑥																									
		⇒②へ																									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">基準となる割合 (②÷①)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">③</div>																									

「条例指定基準チェック表」(第5表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	実績判定期間に行った事業活動の内容を示す指標により算出したすべての事業活動に対する金額又は数値を記載します。 また、算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「①～⑥」各欄共通事項	「①～⑥」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「①～⑥」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等③」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申出に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者 ③ 役員
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等④」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑤」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①、②及び③に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの ② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ③ 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を主たる目的とする法人が行う、当該法人の会員等の活動(特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。)に対する助成	
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑥」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑦」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

条例指定基準チェック表 (第6表)

(初葉)

法人名		チェック欄
-----	--	-------

- 6 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 出 時		人	人	%	人	%

⑥ 各欄の人数等は、第6表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 出 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 条例指定基準チェック表(第6表)は、条例第12条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 条例指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第12条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

条例指定基準チェック表 (第6表)

(次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 出 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第6表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 出 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

条例指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第12条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「条例指定基準チェック表」(第6表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第6表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第6表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

役員 の 状 況

第 6 表 付 表 1

法人名	①	②	③	④	⑤	申 出 時
役 員 数	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	人	人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳

氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						就任・退任 年月日
				①	②	③	④	⑤	申出時	

(注意事項)

条例指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第 12 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「役員状況」 第6表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉓」から「㉔」及び「申出時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「㉓」から「㉔」については、条例指定基準等チェック表（第6表）のイに記載する各期間（「㉓」から「㉔」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況

第6表付表2

法人名			
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 条例指定の有効期間の更新の申出に当たっては、添付の必要はありません。

条例指定基準チェック表 (第7表)

(初葉)

法人名		チェック欄
7 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

・「条例指定基準チェック表 (第7表)」は、条例第12条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「条例指定基準チェック表 第7表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。

・条例指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第12条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

③ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

- 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

(注意事項)

「条例指定基準チェック表(第7表 次葉)」(ハ及びニ)は、条例第12条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

「条例指定基準チェック表」(第7表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項	
イ及びロの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第7表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「@」から「◎」については、条例指定基準チェック表(第6表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。</p>	
ハ	共通事項	<p>「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を◎欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。</p>	
	「事業費の総額①」欄	<p>実績判定期間における活動計算書の支出の部の事業費の部分の金額の合計額を記載します。</p> <p>なお、その他の事業を区分して経理し複数の活動計算書を作成している場合には、すべての活動計算書の支出の部の事業費を合計した金額を記載します。</p>	<p>損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。</p>
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	<p>「事業費の総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る金額を記載します。</p>	<p>特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。</p>
ニ	「受入寄附金総額①」欄	<p>第3表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「A」欄の金額を転記します。</p>	
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	<p>「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。</p>	
	「受入寄附金の充当割合③」欄	<p>割合が100%を超える場合は、100%と記載します。</p>	

法人名	
-----	--

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注1）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

1 役員報酬の支給

氏名	職名	支給期間等	支給金額
			円
			円
			円
			円
			円
			円

2 役員^(注2)の親族等である職員に対する給与の支給

受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額
			円
			円
			円
			円
			円
			円

（注2）「役員^(注2)の親族等」とは、役員^(注2)の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます（「特殊の関係」は（注1）参照）。

3 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	年 月 日 ~ 年 月 日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
	円

（注意事項）

- ・「役員等に対する報酬等の状況（第7表付表1）」は、条例第12条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・条例指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第12条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第7表付表2（初葉）

法人名	
-----	--

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

（注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

（注意事項）

- ・「財産の運用及び事業運営の状況等（第7表付表2）」は、条例第12条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・条例指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第12条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等

（注意事項）

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第7表付表2）」は、条例第12条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・条例指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例第12条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

条例指定基準チェック表 (第8表)

法人名		チェック欄
<p>8 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること(個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各条例指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績を記載した書類</p>		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意
		する
		しない
イ	<p>① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)</p> <p>※いずれも指定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</p>	
ロ	各条例指定基準に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者(役員、役員等の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <p>イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロに係る部分を除く。)</p> <p>ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</p> <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 条例指定基準チェック表第8表は、条例第12第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 条例指定の有効期間の更新の申出に当たっては、添付の必要はありません。

「条例指定基準チェック表」(第8表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	<p>閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

条例指定基準チェック表 (第9、10、11表)

法人名	
-----	--

条例指定基準チェック表 (第9表)

9 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄										
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無											
<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </table>	①	②	③	④	⑤	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
①	②	③	④	⑤							
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無							

条例指定基準チェック表 (第10表)

10 法令若しくは条例又は法令若しくは条例に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄												
法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無													
<table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>申出時</td> </tr> <tr> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> <td>有・無</td> </tr> </table>	①	②	③	④	⑤	申出時	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
①	②	③	④	⑤	申出時								
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無								
⑨ 条例指定基準チェック表(第10表)は、条例第12条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。													

条例指定基準チェック表 (第11表)

11 申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	年 月 日		

(注意事項)

- ・ 条例第12条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、条例指定基準等チェック表(第9表及び第11表)は、記載する必要はありません。
- ・ 条例指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例指定基準チェック表(第9表及び第11表)の記載の必要はありません。また、条例第12条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「条例指定基準チェック表」(第9表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「㊟」については、条例指定基準等チェック表(第6表)のイに記載する各期間(「@」から「㊟」)を示したものです。

「条例指定基準チェック表」(第10表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「㊟」については、条例指定基準等チェック表(第6表)のイに記載する各期間(「@」から「㊟」)を示したものです。

「条例指定基準チェック表」(第11表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

欠格事由チェック表

法人名		チェック欄
<p>条例指定、又は条例指定の有効期間の更新の指定基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は条例指定、又は条例指定の有効期間の更新を受けることができません。</p>		
<p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合、特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合、条例指定特定非営利活動法人が条例指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人、当該特例認定特定非営利活動法人、当該条例指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法、暴力団員不当行為防止法又は大阪府暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>二 暴力団の構成員等^(注2)</p> <p>2 認定、特例認定、又は条例指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（条例指定及び条例指定の有効期間の更新の申出時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人又は暴力団密接関係者</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合、特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合、条例指定特定非営利活動法人が条例指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人、当該特例認定特定非営利活動法人、当該条例指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法、暴力団員による不当行為防止法若しくは大阪府暴力団排除条例に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	認定、特例認定、条例指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---------------------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令及び条例に違反している法人	はい・いいえ
---	------------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	条例指定又は条例指定の有効期間の更新の申出時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人又は暴力団密接関係者	はい・いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいいます。「暴力団の構成員等」とは、暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 「暴力団密接関係者」とは、大阪府暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者をいいます。

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	
-----	--

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	寄附金充当 予 定 額

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名	

寄附者名簿

法人名	事業年度	年月日～年月日
-----	------	---------

寄附者の氏名又は名称	住所又は事務所の所在地	寄附金の額	受領年月日
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
合計		円	

(注意事項)

- ・ 条例指定の有効期間の更新を受けようとする法人は、添付の必要はありません（条例8③）。
- ・ この寄附者名簿は、毎事業年度初めの3月以内に作成し、その作成の日から起算して5年間その事務所の所在地に備え置く必要があります（条例11②）。